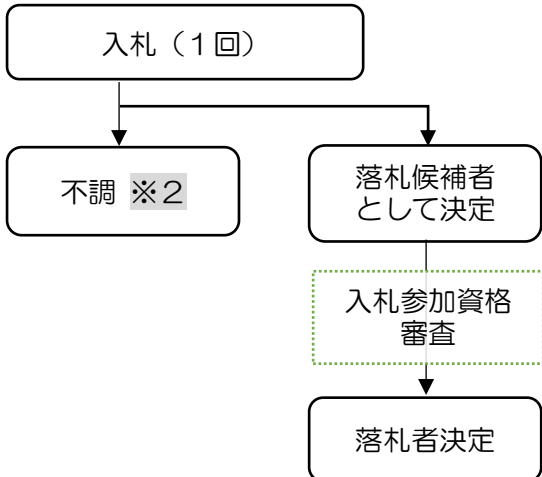
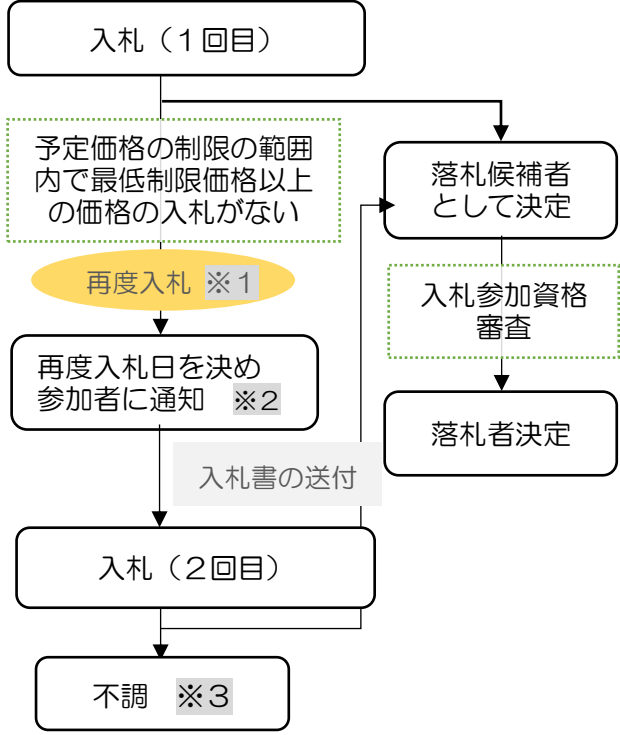


○一般競争入札（郵便入札）の流れ

※予定価格を入札前に公表する場合（事前公表）と入札後に公表する場合（事後公表）で、入札の流れが異なります。

※令和2年度から、**舗装工事**の入札について**予定価格の事後公表による一般競争入札**で実施。

予定価格：入札前に公表（事前公表）		予定価格：入札後に公表（事後公表）	
入札の執行回数	1回	入札の執行回数	原則1回 ※落札者または落札候補者がいない場合は1回を限度に再度入札を実施（最大2回）
工事費内訳書の添付	入札書と共に指定する期限までに提出	工事費内訳書の添付	入札書と共に指定する期限までに提出（再度入札も同様）
対象	建設工事 予定価格事後公表で実施する入札以外 ※建設関連業務は全て事後公表で実施	対象	建設工事 ① A等級対象工事（総合評価落札方式を除く） ② 舗装工事 ※令和2年度から
		建設関連業務	全ての業種
<p>【入札の流れ】 事後審査型条件付き一般競争入札の場合（※1）</p>  <p>※1 「事後審査型条件付き一般競争入札」とは、参加資格要件の審査を、入札後に、落札候補者だけを対象に実施。（総合評価落札方式による一般競争などについては、入札前に参加申し込みのあった全ての者を対象に資格審査。）</p> <p>※2 1回の入札において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札がない場合は不調とする。</p>		<p>【入札の流れ】 事後審査型条件付き一般競争入札の場合</p>  <p>※1 入札参加者が2者(辞退者を除く)以上いる場合に実施。</p> <p>※2 再度入札の開札日は、1回目の開札日の5日後を目安に設定する。</p> <p>※3 2回目の入札においても、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札がない場合は不調とする。</p>	

○指名競争入札の流れ

※予定価格を入札前に公表する場合（事前公表）と、入札後に公表する場合（事後公表）で、入札の流れが異なります。

※令和2年度から、予定価格の事後公表による指名競争入札を新たに実施。（**舗装工事の指名競争入札のみ**）

※建設関連業務は一般競争入札のみの実施。

予定価格：入札前に公表（事前公表）			予定価格：入札後に公表（事後公表） ※令和2年度から		
入札の執行回数	原則1回を限度 最低制限価格を下回る価格による入札が2者(辞退者を除く)以上あり、かつ落札者がない場合は、再度入札を行う。 (最大計3回) ※再度入札は同日に実施		入札の執行回数	原則1回を限度 入札参加者が2者(辞退者を除く)以上あり、かつ落札者がない場合は、再度入札を行う。(最大計3回) ※再度入札は同日に実施	
工事費内訳書の添付	1回目の入札時に入札書と共に提出 ※再度入札時は入札書への添付は不要(契約までに提出)		工事費内訳書の添付	1回目の入札時に入札書と共に提出 ※再度入札時は入札書への添付は不要(契約までに提出)	
対象	建設工事	舗装工事以外	対象	建設工事	舗装工事のみ
<p>【入札の流れ】</p>			<p>【入札の流れ】</p>		
<p>※1 最低制限価格を下回る価格による入札が2者以上(辞退者を除く)あり、かつ落札者がない場合は、再度入札を行う。</p> <p>※2 3回目の入札においても、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札がない場合は、再度入札を行わず不調で終了とする。</p>			<p>※1 入札参加者が2者(辞退者を除く)以上あり、かつ落札者がない場合は、再度入札を行う。</p> <p>※2 3回目の入札においても、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札がない場合は、再度入札を行わず不調で終了とする。</p>		